

平成30年度
大分県自立支援協議会
第2回 相談支援・研修部会

日時：平成31年3月13日(水) 10:00～11:30

場所：大分県庁舎本館 51会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

公表資料は一部省略

目 次

(1) 平成30年度の活動報告について	1
アドバイザー派遣事業の実施状況	2
圏域会議の実施状況	4
大分県障がい福祉サービス事業所関係研修	6
新カリキュラムに向けての打ち合わせ等	8
(2) 来年度の取組等について	10
アドバイザー派遣事業等	11
大分県の研修日程	12
国養成研修への派遣者	13
主任相談支援専門員、基幹相談支援センター	14
厚生労働省 説明資料	16
相談支援従事者研修会 九州各県の運営状況等	23
大分県サービス管理責任者等研修事業者の指定	24
(3) その他	34
来年度の年間スケジュール (案)	35
大分県障がい者計画 (案)	36

【別冊】地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】

(1) 平成30年度の活動報告について

アドバイザー派遣事業の実施状況

圏域会議の実施状況

大分県障がい福祉サービス事業所関係研修

新カリキュラムに向けての打ち合わせ等

平成30年度アドバイザー派遣事業の実施状況について

○ 杵築市地域自立支援協議会 専門部会（就労支援・子ども支援・生活支援）

平成30年9月26日（水） 14:00～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）

石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会を定期的に開催するため、協議内容の設定とその運営方法についての助言及び委員への意識向上を図るため

支援内容： 自立支援協議会委員及び専門部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・「別府市自立支援協議会の取り組み」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 36名（杵築市事務局職員含む）

○ 佐伯市地域自立支援協議会 サービス等利用計画部会

平成30年11月22日（木） 14:00～

派遣アドバイザー： 石川 博一 氏（宇佐市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び運営方法についての助言

支援内容： 自立支援協議会サービス等利用計画部会委員に対する研修

- ・「ともに生きるネットワーク 宇佐市自立支援協議会」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 13名（佐伯市事務局職員含む）

○ 竹田市自立支援協議会

平成31年3月1日（金） 13:30～

派遣アドバイザー： 首藤 辰也 氏（別府市）

青山 昌憲 氏（別府市）

依頼内容： 自立支援協議会の活性化及び地域生活支援拠点等整備について

支援内容： 自立支援協議会委員に対する研修

- ・「別府市自立支援協議会の取り組みの紹介」
- ・「地域生活支援拠点等の整備について」
- ・質疑応答、意見交換

参加者： 25名（竹田市事務局職員含む）

平成30年度 圏域会議の実施状況について

東部圏域： 10月25日（木）14：00～16：00
別府市役所 5階大会議室
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 20名

中部圏域： 10月26日（金）10：00～12：00
大分市障がい者相談支援センター
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 17名

南部圏域： 10月18日（木）14：00～16：00
佐伯市役所 2階 203会議室
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 6名

豊肥圏域： 10月26日（金）14：30～16：30
豊後大野市本庁 1階 会議室102
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 9名

西部圏域： 10月30日（火）14：00～16：00
日田市役所 7階 中会議室
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 15名

北部圏域： 10月31日（水）10：00～12：00
中津市教育福祉センター 中会議室A・B
市町村職員、事業所・施設職員出席者数： 13名

地域生活支援拠点等の整備の現状及び今後の課題・計画 【圏域会議まとめ】

H30年10月

圏域	市町村	整備状況 H32年度 末まで 済	現状	今後の課題・整備計画
東部	別府市	●	<ul style="list-style-type: none"> ・4つの基幹相談支援センター(校区割)を拠点として位置づけ、拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりについては整備済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の主な機能である②緊急時の対応③体験の機会・場④専門性について、協議を進めていく。
	杵築市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談については、3事業所に委託しているが、1事業所1～2名の相談支援専門員の配置で、人的に厳しい。 ・相談体制は実質できて稼働している状態にあるので、今後、自立支援協議会の承認を得て、整備済としたい。 ・緊急時の受け入れ先について空いているグループホームのショートステイがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世代対応型包括支援センターを設置し、その中に基幹相談支援センター機能を加え、基幹センター型又は面的整備型の拠点整備を目指す。「杵築市版地域包括ケアシステム」の構築を目指す。 ・自立支援協議会にて協議を進めていく。
	姫島村	○	<ul style="list-style-type: none"> ・村全体で支えあえる地域の基盤がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・姫島村地域包括支援センターを総じて協議していききたい。
	日出町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3障がい(身体、知的、精神)それぞれを得意とする3つの相談支援事業所に市町村が行う相談支援を委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の事態等に対応できる体制の確保が課題。土日など利用希望が多い日や、障がい種別によっては急な受け入れが難しい場合がある。緊急時にスムーズに支援が行える体制が求められる。
	大分市	●	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.9.1「大分市障がい者相談支援センター」運営開始。 ・拠点事業の運用において、複数法人(18法人)による協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・365日対応することとなったが、24時間の相談支援体制の構築は職員の負担が大きいためから困難であると判断し、24時間365日対応の相談支援体制が今後の検討課題。
中部	臼杵市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会が活発に取り組める体制であり、市内事業所間の連携も取りやすい状況にある。 ・大手の法人が入所施設を運営しているため、活用できないか検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
	津久見市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制は、社会福祉協議会や相談支援事業所のおかげで電話での24時間体制はできている。 ・行政や社会福祉協議会等とも一緒に協働できる体制は整っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入所施設が一切なく、ショートステイにも市内では対応できない。精神専門医がいらない。
	由布市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者入所施設の提供体制が充実している。 ・中学校区圏域で3カ所整備するのか、市内で1カ所に整備するのかの検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の主な機能である①相談⑤地域づくりから体制をつくりたい。
南部	佐伯市	●	<ul style="list-style-type: none"> ・市相談支援センターを核とした地域生活支援拠点の面的整備は達成。佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内に身体、知的、精神、児童の各分野の専門知識を持つ相談員を配置。相談支援事業所と障がい者就業・生活支援センター、介護保険包括支援センターが1つの施設に設置されているため、障がい者が関わるサービス等の連携が容易となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市の現状における課題や今後の活動等について、検討を行う場がない。 ・人材の確保。
	竹田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・3障がい(身体、知的、精神)別に相談支援を委託しており、事業所間の連携が薄い。 ・自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備についての情報共有ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に点在する社会資源の洗い出しを行い、既存施設の役割の検討が必要。 ・社会福祉協議会と連携して拠点整備を進められないか検討していきたい。
豊肥	豊後大野市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各部会での議論が行いやすい体制が出来ている。 ・身体、知的、精神の障がいに対応出来る入所や短期入所の施設があり、緊急時の受け入れ体制の整備が可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所を増やし、地域の相談体制でサービス提供体制の現状を確認、必要なサービスの把握等ができる体制づくり。 ・事業所における専門職等の人員確保が困難。
	日田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がい児者を対象としたグループホーム、短期入所、生活介護の機能を備えた施設が、H30年4月から運営開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、地域での安心感を担保し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築を図る。
西部	九重町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業所などの社会資源が少なく、町単独での整備は困難である。玖珠郡(九重町・玖珠町)内での連携が必要。これまでも、玖珠郡(九重町・玖珠町)での合同で自立支援協議会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・玖珠郡内(玖珠町、九重町)で「相談」、「体験の機会・場」の機能は既存の事業所により対応可能。 ・地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用していく。
	玖珠町	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度より、基幹相談支援センターを開所し、中津市の相談体制の中心として機能し、相談支援専門員のスキルアップを目的に研修会の開催もしている。 ・短期入所は2事業所あるものの、知的・精神障がい者に対応する事業所がないため、市内の福祉ホームや他市の事業所に頼らざるをえない状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的・精神障がい者を受け入れることができる短期入所の確保が必須。 ・基幹相談支援センターにコーディネートしてもらう中で、夜間・休日時の体制整備が必要。
北部	豊後高田市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所と連携が取れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の不足。
	宇佐市	○	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時には特定相談支援事業所と市が対応・調整し、市内事業所や医療機関に受入をお願いしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートを行う機関がないため、地域定着支援を活用し、特定相談支援事業所がコーディネーターとなり緊急時の対応を行うことを検討。 ・短期入所事業所はあるが、他市からも利用希望者が多く確保が困難。
計		3	15	

平成30年度 大分県障がい福祉サービス事業所関係研修

平成31年3月7日現在

研修名	対象者等	開催日時	会場	修了者数 受講者数	県の担当班等
相談支援従事者初任者研修	(対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) 【①②5日間・②3日間】 ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【①2日間のみ】	①平成30年 7月25日(水) ①平成30年 7月26日(木) ②平成30年 8月17日(金) ②平成30年 9月11日(火) ②平成30年 9月12日(水)	① ホルトホール大分 ② 大分県社会福祉介護研修センター	【①2日間】 132名 【②3、5日間】 139名	障害福祉課 自立・療育支援班 (大分県社会福祉介護研修センター)
相談支援従事者現任研修 ※5年度ごとに受講	(対象者) 以下のすべてを満たす者 ・相談支援専門員として相談支援業務に現在従事している者、または、今後必ず相談支援業務に従事する予定の者 ・演習の事前課題を作成・提出可能であり、かつ、演習において、相談支援専門員としての専門性を生かして検討や討論をする能力を有する者	平成31年 2月5日(火) 平成31年 2月13日(水) 平成31年 2月14日(木)	大分県社会福祉介護研修センター	90名	障害福祉課 自立・療育支援班 (大分県社会福祉介護研修センター)
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者になる者とする者 (サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される時点で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての実務経験の要件を満たしている者)	・共通講義 平成31年 1月10日(木) ・各分野 ①介護 平成31年 1月28日(月)～29日(火) ②地域生活(身体) 定員に満たないため中止 ③地域生活(知的・精神) 平成31年 1月30日(水)～31日(木) ④就労 平成31年 1月22日(火)～23日(水) ⑤児童発達支援管理責任者 平成31年 1月24日(木)～25日(金)	大分県庁舎 新館 大会議室	(共通 183名受講) 各分野 ① 53名 ③ 60名 ④ 73名 ⑤ 64名	障害福祉課 自立・療育支援班
相談支援従事者専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を習得するため、年間4コース程度を実施(例:障害児支援/権利擁護、成年後見制度/地域移行、地域定着、触法/セルフマネジメント/スーパービジョン、管理、面接技術) (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	①障害者ケアマネジメント 平成30年8月20日(月)～21日(火) ②高齢障害者支援(介護支援専門員)との連携 平成30年11月28日(水) ③医療的ケア児等(重症心身障がい児(者))支援 平成31年2月9日(土) ④相談支援専門員とサービス管理責任者の連携 平成31年3月8日(金)	①、④ 大分県こころとからだの相談支援センター ② 大分県総合社会福祉会館 ③ B-Con Plaza	① 30名 ② 86名 ③ 84名 ④ 67名	障害福祉課 自立・療育支援班 (大分県障害者相談支援事業推進協議会)
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修・実践研修)	(対象者) ・現に障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者 (おおむね実務経験が1年～3年程度)	①基礎研修 平成31年 2月25日(月)、26日(火) ②実践研修 平成31年 3月4日(月)、5日(火)	大分県庁舎本館 正庁ホール	①基礎研修 149名 ②実践研修 147名	障害福祉課 自立・療育支援班
虐待防止・権利擁護研修	(対象者) ・障がい者福祉施設等の職員(管理者・サービス管理責任者等) ・市町村職員(障がい福祉担当課) ・相談支援事業所職員	①共通講義 平成30年10月1日(月) ②相談窓口職員コース 平成30年10月24日(水) ③施設等職員コース 平成30年10月31日(水)	大分県庁舎 新館 大会議室	① 179名 ② 45名 ③ 135名	障害福祉課 施設支援班

平成30年度 大分県障がい福祉サービス事業所関係研修

平成31年3月7日現在

研修名	対象者 等	開催日時	会場	修了者数 受講者数	県の担当班等
放課後等デイサービス事業所児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・放課後等デイサービス事業者 ・児童発達支援管理責任者	平成30年 9月18日 (火)	大分県庁舎 新館 大会議室	93名	障害福祉課 施設支援班
障害児通所支援事業療育担当職員基礎研修	(対象者) 障害児通所支援事業所の療育担当職員 ・児童発達支援事業所職員 ・放課後等デイサービス事業所職員 ・保育所等訪問支援事業所職員	平成31年 3月19日 (火)	大分県社会福祉 介護研修センター	55名 (予定)	障害福祉課 自立・療育支援班
精神障がい者の退院後支援等に関する研修会 ①管理者向け ②実務者向け I ③実務者向け II	(対象者) ・相談支援専門員 (地域移行・地域定着) ・保健所 ・市町村職員 ・精神科病院職員 等	①管理者向け 平成30年10月11日 (木) ②実務者向け I 平成30年10月11日 (木) ③実務者向け II 平成30年10月16日 (火)	①、② J:COMホルトホール大分 ③ B-Con Plaza	① 66名 ② 98名 ③ 109名	障害福祉課 精神保健福祉班

平成30年度 新カリキュラムに向けての打ち合わせ等

相談支援従事者研修

	開催年月日	主な内容
第1回	平成30年 5月31日(木)	新カリキュラムの概要説明
第2回	平成30年 7月 6日(金)	国養成研修会の報告
臨時	平成30年 7月19日(木)	(主に国研修参加者で協議) 新カリキュラム組立のための役割分担等
第3回	平成30年 8月 1日(水)	7月19日開催の臨時会の報告
第4回	平成30年 9月 5日(水)	この回からファシリテーターも招集
第5回	平成30年10月10日(水)	新カリキュラムの担当班ごとで協議
第6回	平成30年11月 7日(水)	新カリキュラムの実施延期 (H30.10.26 事務連絡) により見直し→ 来年度は6日間で実施
第7回	平成30年12月 5日(水)	来年度の研修の組立て (6日間)
第8回	平成31年 1月 9日(水)	演習で使う事例の協議
第9回	平成31年 3月13日(水)	来年度研修の最終確認

サービス管理責任者等研修会

	開催年月日	主な内容
事前	平成30年 8月 2日(木)	新カリキュラムの概要説明
事前	平成30年10月 5日(金)	他県状況 (指定に向けて)
第1回	平成30年10月16日(火)	新カリキュラムの概要説明、スケジュール
第2回	平成30年11月 7日(水)	講師・ファシリテーターの選出
第3回	平成31年 1月16日(水)	佐賀県視察報告、講師等
第4回	平成31年 2月27日(水)	スケジュール、指定要綱等
視察	平成30年11月21日(水)	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会

(2) 来年度の取組等について

アドバイザー派遣事業等

大分県の研修日程

国養成研修への派遣者

主任相談支援専門員、基幹相談支援センター

厚生労働省 説明資料

相談支援従事者研修会 九州各県の運営状況等

大分県サービス管理責任者等研修事業者の指定

来年度の研修日程【大分県】

①相談支援従事者研修

■初任者研修 共通研修【サービス管理責任者等】：7月18日(木)～19日(金)

3・4日目： 8月 8日(木)～ 9日(金)

5・6日目： 10月23日(水)～24日(木)

～～～募集期間：5月下旬～6月下旬(予定)～～～

■現任研修 1日目： 11月15日(金)

2・3日目： 12月19日(木)～20日(金)

～～～募集期間：9月上旬～10月上旬(予定)～～～

②サービス管理責任者等研修会

■基礎研修 講義： 8月21日(水)

演習(1回目)： 8月28日(水)～29日(木)

演習(2回目)： 9月25日(水)～26日(木)

演習(3回目)： 10月 2日(水)～ 3日(木)

※演習は同一内容のものを年3回実施

～～～募集期間：6月(予定)～～～

■更新研修 1回目： 12月 6日(金)

2回目： 1月17日(金)

3回目： 1月29日(水)

※同一内容のものを年3回実施

～～～募集期間：9月下旬～10月下旬(予定)～～～

主任相談支援専門員

■ 主任相談支援専門員について

- 平成30年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えられた。
- 主任相談支援専門員の要件
 - 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障がい児相談支援の業務に3年以上従事した者
- 平成30年度から国による養成研修が実施され、来年度においても引き続き養成研修が実施される。

■ 主任相談支援専門員研修について

○研修方法、研修内容、研修時間

区 分	科 目	時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3
	運営管理に関する講義	3
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13
	地域援助技術に関する講義及び演習	11
	合 計	30

平成30年厚生労働省告示第115号、平成30年厚生労働省告示第116号

■ 主任相談支援専門員研修（都道府県）について

- 各都道府県における主任相談支援専門員の養成にあたっては、養成研修に係る実施要綱が平成30年度末に厚生労働省から発出される予定のため、平成31年度以降は準備が整った都道府県から養成を始める。

研修の見直し（平成31年度～）について

厚生労働省 説明資料

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(H30年3月2日)以降 の状況及び今後の対応方針(案)について

(指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。



(検討の方向性)

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)・24時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

(施行時期等)

- 検討に要する期間を考慮し、都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

相談支援の質の向上に向けた検討会について

1 趣旨（要旨）

平成30年10月24日の社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直しに関して、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行う。

2 主な検討事項

- (1) 研修項目に関する事項
相談支援専門員が必要とする価値・知識・技術を獲得できる研修項目及び時間数について
- (2) 研修受講における配慮に関する事項
障害当事者が研修を受講する場合の適切な配慮について

3 スケジュール

以下の日程で年度内に3回程度実施し、報告書を取りまとめる。

- 第6回 平成31年2月14日（木）
- 第7回 平成31年2月28日（木）
- 第8回 平成31年3月21日（木・祝日）
- 予備日 平成31年3月28日（木）

※ これまで行われてきた「相談支援の質の向上に向けた検討会」を継続して実施。

4 委員構成等（別添）

相談支援の質の向上に向けた検討会について

（別添）

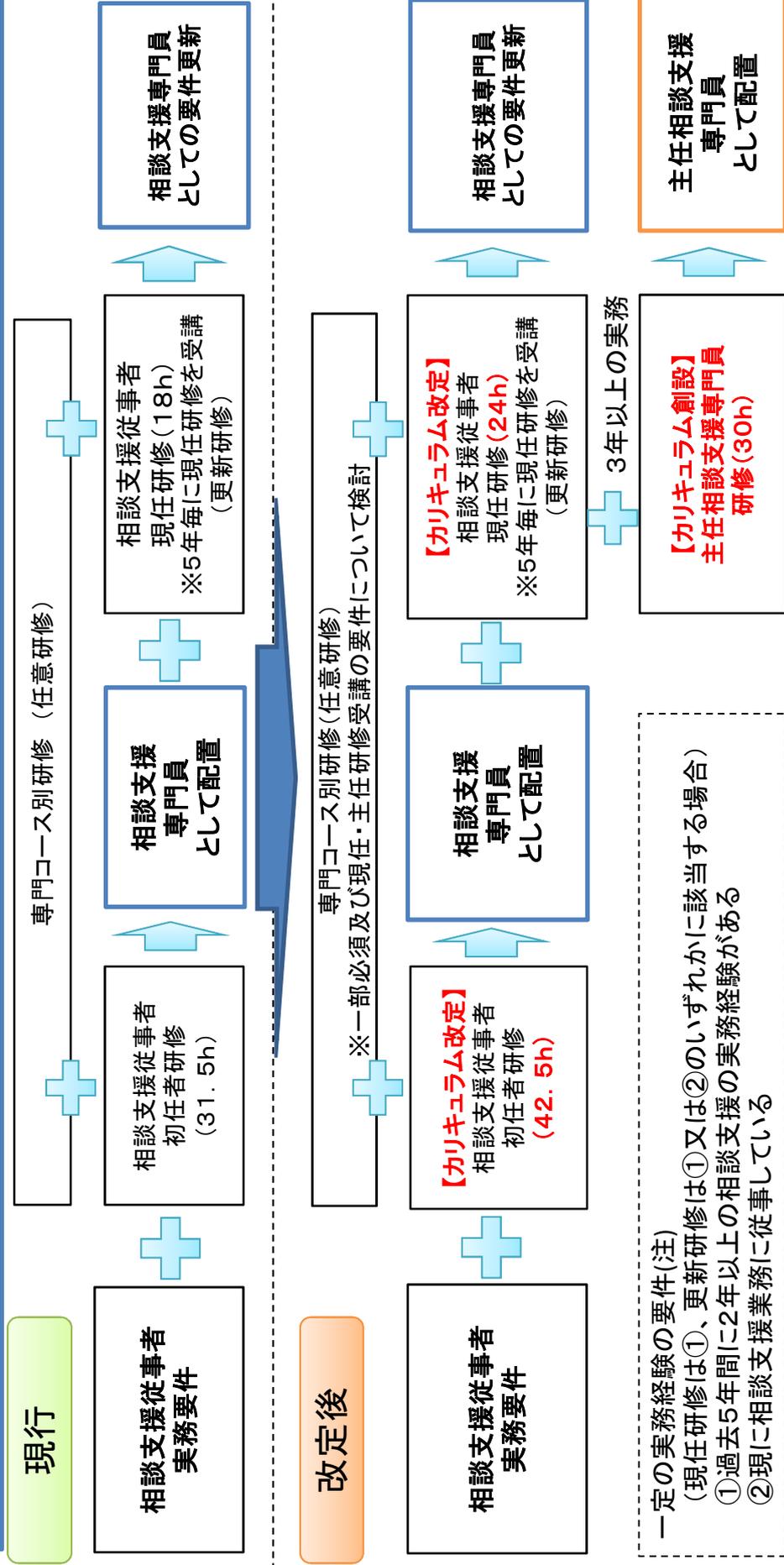
委員構成等

- 阿部 一彦（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長）
- 今井 忠（一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDDnet）理事）
- 今村 登（自立生活センターSTEPえどがわ理事長）
- 内布 智之（一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事）
- 大濱 眞（公益社団法人全国脊髄損傷者連合会代表理事）
- 小澤 温（筑波大学人間系教授）
- 小幡 恭弘（公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長）
- 門屋 充郎（特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問）
- 熊谷 晋一郎（東京大学先端科学技術研究センター准教授）
- 鈴木 孝幸（社会福祉法人日本盲人会連合理事）
- 田中 正博（全国手をつなぐ育成会連合会統括）
- 玉木 幸則（特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問）
- 富岡 貴生（公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部会副部長）
- 中西 正司（特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク理事長）
- 松本 正志（一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉・労働委員会委員）
- 三浦 貴子（全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長）

（五十音順、敬称略）

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービスを養成するための、**現行のカリキュラムの内容を充実**する。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いつながりながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注2)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、**実践研修**・**更新研修**の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補充。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たさず者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)
サービス管理責任者等研修共通
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件
※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講(11.5h)
サービス管理責任者等研修(統一)
研修講義・演習を受講(15h)

【新規創設】
サービス
管理責任者等
実践研修
(14.5h)

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】
サービス
管理責任者等
更新研修
(※13h)
5年毎に受講

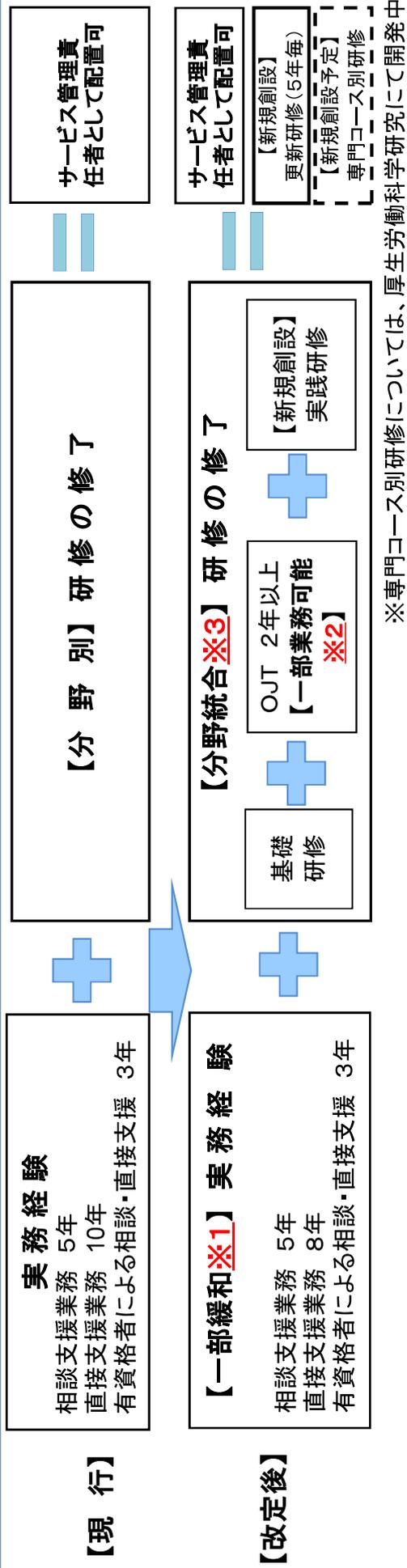
(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

※ 平成36年度末までは、カリキュラムを一部割愛し、6時間程度の内容で実施することが可能

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



見直し内容の詳細 (H31.4～)

【現行】

※1 実務経験の一部緩和

直接支援業務 **10年**

実務経験を満たして研修受講

- 相談支援業務 5年
- 直接支援業務 10年
- 有資格者による相談・直接支援 3年

※2 配置時の取扱いの緩和

研修修了後にサービス管理責任者として配置可

※3 研修分野統合による緩和

- 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施
- 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可

【改定後】

直接支援業務 **8年**

※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。

基礎研修は実務要件が**2年**満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講

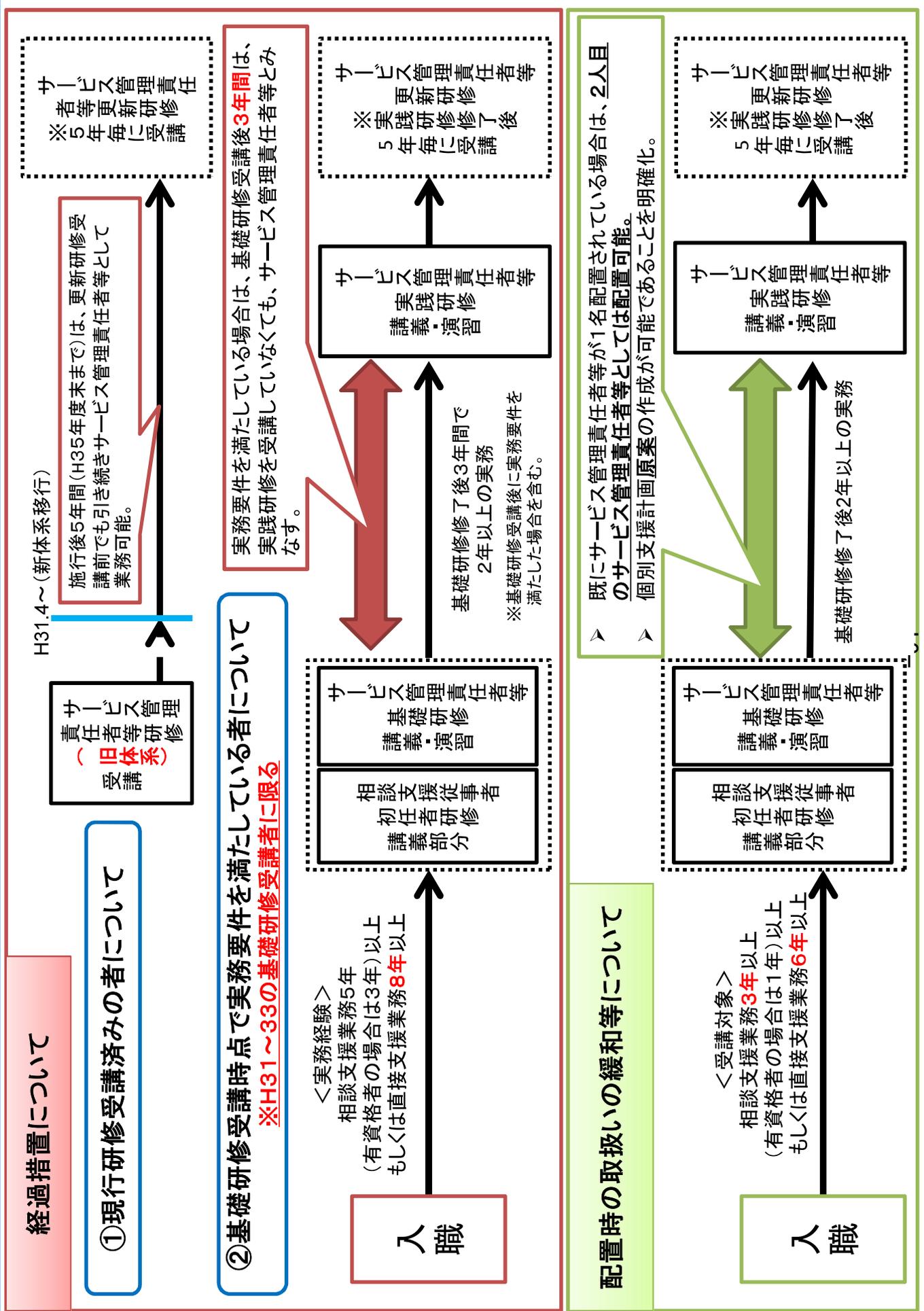
【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)

- 相談支援業務 5年→3年
- 直接支援業務 8年→6年
- 有資格者による相談・直接支援 3年→1年

既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、**2人目以降のサービスの管理責任者として配置可とする**とともに、**個別支援計画原案の作成を可能とする**。

- サービス管理責任者の**全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施**
- **他分野に従事する際の再受講は必要なし**
- ※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



大分県サービス管理責任者等 研修事業者の指定について

研修事業者募集（HP掲載）

大分県サービス管理責任者等研修事業者指定要綱

厚生労働省サービス管理責任者研修事業者実施要綱

障害福祉課の詳しい業務内容

福祉サービス等

- ▶ [障がい者福祉のしおり](#)
- ▶ [障がい者手帳](#)
- ▶ [障がい福祉サービス等](#)
- ▶ [自立支援医療](#)
- ▶ [発達障がい者支援](#)
- ▶ [心の健康](#)
- ▶ [自殺予防対策](#)
- ▶ [その他](#)

施策等

- ▶ [計画・指針等](#)
- ▶ [審議会等](#)

リンク

- ▶ [こころとからだの相談支援センター](#)
- ▶ [中央児童相談所](#)
- ▶ [中津児童相談所](#)
- ▶ [教育庁\(特別支援教育課のページ\)](#)
- ▶ [厚生労働省\(障がい者福祉のページ\)](#)
- ▶ [内閣府\(障がい者施策のページ\)](#)

サービス管理責任者等研修事業者の指定について

Tweet 掲載日:2019年2月4日更新

サービス管理責任者等研修事業者の指定について関係書類を掲載します。

2019年度から大分県のサービス管理責任者等研修については、下記指定要綱に基づき指定を受けた研修事業者が実施します。

研修事業の指定を受けたい事業者は、事前に指定申請書を提出し、県知事から指定を受ける必要があります。

募集期間

平成31年2月4日(月曜日) ~ 平成31年3月8日(金曜日)

指定要綱

[指定要綱 \[PDFファイル/161KB\]](#)

様式

[第1号様式\(指定申請書\) \[Wordファイル/18KB\]](#)

[第2号様式\(誓約書\) \[Wordファイル/18KB\]](#)

[第3号様式\(実施計画書\) \[Wordファイル/21KB\]](#)

[第4号様式\(変更届\) \[Wordファイル/21KB\]](#)

[第5号様式\(実績報告書\) \[Wordファイル/21KB\]](#)

[第6号様式\(修了者名簿\) \[Excelファイル/16KB\]](#)

[第7号様式\(修了証書 サービス管理責任者\) \[Wordファイル/17KB\]](#)

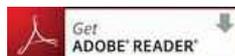
[第8号様式\(修了証書 児童発達支援管理責任者\) \[Wordファイル/17KB\]](#)

[第9号様式\(廃止・休止届出書\) \[Wordファイル/20KB\]](#)

問合せ先

大分県障害福祉課 自立・療育支援班 担当:加藤

電話 097-506-2729 (県庁内線2730)



大分県サービス管理責任者等研修事業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)9に基づき、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)研修事業を実施する者の指定等について必要な事項を定め、大分県内におけるサービス管理責任者等研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定の要件)

第2条 大分県知事(以下「知事」という。)は、研修事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

(1) 研修事業者に関する要件

ア 事業を適切かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 事業者の主たる事務所の所在地が大分県内にあること。

(2) 研修事業内容に関する要件

ア 研修事業が、国要綱及び本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、国要綱4に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 講義及び演習を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

講師については、厚生労働省が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者を中心とすること。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。

- ① 開講目的
- ② 事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法

- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

ウ 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要な事項を記載した名簿を作成し、作成後遅滞なく知事に提出すること。

(4) その他の要件

ア 事業運営上知り得た研修受講者及び研修応募者に係る個人情報等の秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修受講者が研修を受講する際等に知り得た個人情報等の秘密の保持について、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (6) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

（指定申請の手続）

第3条 申請者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（第1号様式）を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 研修事業の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴及び担当科目
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- (9) 申請者の資産状況
- (10) 誓約書（第2号様式）
- (11) その他指定に関し知事が必要と認めるもの

2 申請者が法人であるときは、指定申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

（事業実施計画書の提出）

第4条 本事業の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業実施計画書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 学則等（募集要項）
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 研修日程表
- (4) 講師等の氏名及び担当科目
- (5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（変更の届出）

第5条 指定研修事業者は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ変更届（第4号様式）により、届け出るものとし、第3条第1項第5号から第7号の内容に変更を加える場合にあつては、変更について知事の承認を受けること。

2 知事は、前項の届出の内容が適当でないとは判断したときは、指定研修事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（事業実績報告書の提出）

第6条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後速やかに事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 修了者名簿（第6号様式）
- (2) 研修資料
- (3) 当該年度における研修事業に係る収支決算書

(修了証書の交付)

第7条 指定研修事業者は、研修修了者に対して修了証書（サービス管理責任者にあつては第7号様式、児童発達支援管理責任者にあつては第8号様式）を交付すること。

(台帳の管理)

第8条 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書の番号、修了年月日、氏名、生年月日及び連絡先等必要事項を記載した台帳を管理すること。

- 2 指定研修事業者は、台帳の管理に当たって、安全かつ適正な措置を講じること。
- 3 指定研修事業者は、修了証書等の亡失又はき損により、研修終了者から修了証書の再発行等の依頼があつたときは応じること。
- 4 指定研修事業者は、研修事業を廃止した後においても、第1項から第3項までに掲げる義務を負うこと。

(事業の廃止又は休止の届出)

第9条 指定研修事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、知事に対し、その廃止又は休止の日の1か月前までに事業廃止・休止届出書（様式第9号）を提出すること。

- 2 指定研修事業者は、休止した事業を再開するときは、再開する年月日を知事に届け出ること。

(調査及び指導)

第10条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

- 2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第11条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 第2条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は事業実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があつたとき。
- (4) 第10条第1項に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、書面をもって当該指定指定研修事業者に通知するものとする。

(聴聞の機会)

第12条 知事は、第10条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

障発第0830004号
平成18年8月30日
障発0926第2号
平成24年9月26日
障発0329第13号
平成25年3月29日

一部改正

一部改正

各 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

サービス管理責任者研修事業の実施について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく障害福祉サービスを実施する事業者の指定に係る人員配置基準においては、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、サービスの質の向上を図る観点から新たにサービス管理責任者の配置が規定されているところである。

このサービス管理責任者については、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的な知識や個別支援計画の作成・評価などの技術をもち、さらには他のサービス提供職員に対する指導的役割が期待されていることから、障害者支援に関する一定の実務経験と併せて、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修」の一部のカリキュラムの修了がその要件とされているところである。

このため、別添のとおり「サービス管理責任者研修事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。

なお、サービス管理責任者の要件については、別途、通知することとしているので、ご了解願いたい。

(別添)

サービス管理責任者研修事業実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は都道府県又は都道府県知事指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 対象者

指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置しようとする者又は指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者

4 研修内容

(1) サービス管理責任者研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別紙1のとおりとする。

なお、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）」と別紙2の「1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義（6時間）」は、共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

② 分野別に実施する講義及び演習

分野別に実施する講義及び演習は、指定障害福祉サービス事業を次表に定める分野に分類して実施すること。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮し、指定障害福祉サービス事業をさらに細かく分類して実施することは差し支えない。

	分 野	障害福祉サービス
1	介護	療養介護 生活介護
2	地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）

3	地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練） 共同生活援助 共同生活介護
4	就労	就労移行支援 就労継続支援

(2) 児童発達支援管理責任者研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別紙2のとおりとする。

なお、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義（6時間）」と別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）」は、共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

② 講義及び演習

講義及び演習は、指定入所支援及び指定障害児通所支援並びに基準該当障害児通所支援について実施すること。

(3) 留意事項

サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合には、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）」及び別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」を改めて受講することを要さない。

5 修了証書の交付

(1) 都道府県知事は、研修修了者に対して別紙3及び別紙4の様式により、修了証書を交付するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙5及び別紙6の様式により、修了証書を交付するものとする。

6 修了者名簿の管理

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で都道府県の責任において一元的に管理するものとする。

7 実施上の留意点

(1) 研修日程

研修の時間帯、曜日については、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。また、必ずしも連続して行う必要はなく、分野別のカリキュラムに関しては適宜分割するなどして、幅広く受講できるように配慮することは差し支えない。

(2) 講師

サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者における指導者等は、国が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者又はこれに準ずる者が務めることとする。

(3) その他

ア 人権の尊重

受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

イ 障害のある受講者への配慮

障害のある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

8 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児入所施設等を含む）が負担するものとする。

9 研修事業者の指定

都道府県知事による研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

(1) 事業実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基礎を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、別紙1及び別紙2に定めるカリキュラムの内容にわたったものであること。

ウ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修終了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

10 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ カリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 研修終了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)のオからキの事項に変更を加える場合には、変更について承認を受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

11 費用の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(3) その他

来年度の年間スケジュール（案）

大分県障がい者計画

2019年度 自立支援協議会 開催スケジュール (案)

	委員の任期	2019年												2020年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
自立支援協議会	2018.10.1 ～ 2020.9.30																
市町村担当者会議	-				第1回協議会												
相談支援・研修部会	2019.1.1 ～ 2020.12.31				市町村担当者会議												
地域移行専門部会	2018.7.1 ～ 2020.6.30																
精神障がい者地域移行ワーキング	2018.4.1 ～ 2020.3.31																
子ども部会【新設】	2019.3.1 ～ 2021.2.28																
		「大分県障がい者計画」(冊子)送付															
		肉付け予算編成 (第2回定例会にて上程)															
		地域生活支援拠点等整備の促進等のため、各市町村訪問(予定) (圏域内の相談支援・研修部会委員にも出席要請予定)															
		第2回部会															

参考〈平成30年度の取組内容〉

自立支援協議会	地域生活支援拠点等整備の促進、市町村の課題等の検討、大分県障がい福祉計画の進捗状況報告、大分県障がい者計画
相談支援・研修部会	圏域会議の開催、地域生活支援拠点等整備の促進
地域移行専門部会	大分県居住支援協議会との連携、大分県障がい者計画、地域移行に関する課題把握、支援策の検討
精神障がい者地域移行ワーキング	ピアサポーター養成、研修の企画等
子ども部会	部会の設立

大分県障がい者計画(案)

概要

<p>はじめに</p> <p>第1章 計画の基本的方向</p>	<p>1 計画策定の背景と趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画期間 4 障がい者の定義</p> <p>1 計画の基本理念</p> <p>(1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現 (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進 (3) 障がい者自らの決定による差別のない社会の実現 ・「障がいの社会モデル」について ・合理的配慮の基本的な考え方</p> <p>2 各分野に共通する横断的視点</p> <p>(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 (2) 当事者本位の総合的な支援 (3) 障がい特性等に配慮した支援 (4) アクセシビリティの向上 (5) 障がいを理由とする差別の解消 (6) 総合的かつ計画的な取組の推進</p>	<p>第2章 障がい者の動向</p> <p>1 身体障がい者の状況 2 知的障がい者の状況 3 精神障がい者の状況 4 発達障がい者(児)の状況 5 高次脳機能障がい者の状況 6 難病患者の状況 7 医療的ケア児の状況 8 大分県障がい福祉計画(第4期)の進捗状況及び今後の課題</p> <p>第3章 施策の現状と課題及び今後の方向</p> <p>1 障がいを理由とする差別の解消の推進 2 障がいを理由とする差別の解消の推進 (1) 権利擁護の推進 (2) 権利行使の支援 (3) 障がい者虐待防止体制の整備 (4) 合理的配慮の推進</p> <p>第2節 地域生活支援</p> <p>1 相談支援体制の整備</p> <p>(1) 意思決定支援の推進 (2) 総合的な相談支援体制の充実 (3) 自立支援協議会の機能強化 (4) 地域相談支援の利用促進 (5) 船法障がい者の地域移行の推進</p> <p>2 在宅サービス等の充実</p> <p>(1) 在宅サービスの充実 (2) 住まいの場の確保 (3) 入所施設・病院からの地域生活への移行促進 【成果目標と活動指標】地域生活移行 等</p> <p>3 障がいのある子どもへの支援</p> <p>(1) 障がいのある子ども個々の状況に応じた発達支援 (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援 (3) 障がいのある子どもも家庭への支援 【成果目標と活動指標】健診におけるアセスメントツールの活用 等</p> <p>4 福祉介護人材の育成・確保</p> <p>5 福祉用具等の活用促進</p> <p>6 情報・コミュニケーションの支援</p> <p>(1) コミュニケーション支援 (2) バリアフリー化の推進</p> <p>第3節 保健・医療の推進</p> <p>1 障がいの早期発見・早期支援</p> <p>(1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実</p> <p>2 医療・リハビリテーションの充実</p> <p>(1) 障がい児者医療の充実 (2) リハビリテーションの充実</p>	<p>第4章 推進体制</p> <p>第5章 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの見込み</p>
<p>はじめてから続き)</p> <p>第3章 施策の現状と課題及び今後の方向</p>	<p>3 精神保健・医療施策の推進</p> <p>(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進 (2) 医療提供体制の充実 (3) 地域精神保健福祉体制の整備 (4) 精神障がい者の地域移行の推進 (5) 精神障がい者の退院後支援</p> <p>4 難病患者の医療と療養生活の確保</p> <p>(1) 在宅難病患者に対する支援の強化 (2) 医療体制の整備 (3) 相談体制の充実</p> <p>第4節 教育の振興</p> <p>1 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備</p> <p>(1) 幼稚園、小学校、中学校等、高等学校 (2) 特別支援学校 (3) 特別支援教育ネットワークの構築</p> <p>2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上</p> <p>(1) 多様な障がいへの対応 (2) 全ての教職員が学べる機会の確保</p> <p>第5節 雇用・就労、経済的自立の推進</p> <p>1 障がい者雇用の促進</p> <p>2 障がい者の職業能力開発</p> <p>3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保</p> <p>4 福祉的就労の底上げ</p> <p>5 生活に困難する障がい者を支える仕組みの構築</p> <p>【成果目標と活動指標】障がい者雇用率の全国順位 等</p> <p>第6節 芸術文化活動・スポーツの推進</p> <p>1 芸術文化活動の振興</p> <p>2 スポーツ等の振興</p> <p>(1) 障がい者のスポーツ機会の拡充 (2) 障がい者のスポーツ環境の整備 (3) 障がい者スポーツの競技力向上 (4) 大分国際車いすマラソン大会の開催</p> <p>第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進</p> <p>1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進</p> <p>(1) 福祉のまちづくりの総合的推進 (2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進</p> <p>2 住宅・公共的施設等の整備</p> <p>(1) 公共的施設の改善整備 (2) 住宅の改善整備 (3) 改善整備に関する情報提供</p> <p>3 移動・交通手段の確保</p> <p>(1) 公共交通機関の改善整備 (2) 道路・交通安全施設の改善整備 (3) 移動支援の充実 (4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施</p> <p>4 防犯対策の推進</p> <p>(1) 防犯対策の推進 (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>5 防災対策の推進</p> <p>(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・防災関係職員の福祉研修の推進</p>	<p>第4章 推進体制</p> <p>第5章 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの見込み</p>	<p>第4章 推進体制</p> <p>第5章 地域生活支援事業及び障がい福祉サービスの見込み</p>

~~~~ 「大分県障がい者計画」 から抜粋 ~~~~

2 計画の位置づけ

本計画は、大分県長期総合計画である「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として、本県において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方策などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に進めていくための基本方針等を示すものです。

本計画は、以下の3計画を統合した計画です。

○大分県障がい者基本計画（第5期）

障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」であり、大分県における障がい者のための施策に関する基本的な計画。

○大分県障がい福祉計画（第5期）

障害者総合支援法第89条に基づく、障がい福祉サービスの提供体制確保等を図るための計画。

○大分県障がい児福祉計画（第1期）

平成28年6月の児童福祉法改正により新たに規定された第33条の22で定めることとされた都道府県障害児福祉計画。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から2023年度までの5年間とします。

年 度	2018 平成30	2019 平成31	2020	2021	2022	2023	2024
大分県障がい者基本計画	(第4期)	大分県障がい者基本計画(第5期)					改訂
大分県障がい福祉計画・ 大分県障がい児福祉計画		大分県障がい福祉計画(第5期)・ 大分県障がい児福祉計画(第1期)		改訂			改訂
大分県障がい者計画							

なお、本計画に含まれる大分県障がい福祉計画（第5期）及び大分県障がい児福祉計画（第1期）に該当する内容については、平成30年度（2018年度）から2020年度までの3年間とし、2020年度中に国の指針に沿って見直しを行います。

1 相談支援体制の整備

現状と課題

障がいのある人が基本的人権を有する個人として尊重され、自らの意思に基づき自立した生活を営むためには、その本人や家族が直面する様々な場面で、相談に応じ、適切な情報提供や助言ができる相談支援体制の整備が重要です。

そのためには、各地域において障がい者等を支える支援ネットワークの構築が不可欠であることから、大分県自立支援協議会では、関係機関との連携強化に向けて、各市町村が設置した自立支援協議会にアドバイザーを派遣するなど、その活性化を後押ししてきました。

今後も、それぞれの障がい特性にきめ細かく対応できる相談支援体制の一層の充実を図るほか、障がい者の地域移行・地域定着を進めるための地域生活拠点等の整備促進や、「親なきあと」を見据えた支援体制の構築など、新たな課題への対応にも取り組んでいく必要があります。

施策の方向

(1) 意思決定支援の推進

- ① 自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、厚生労働省が平成29年3月に示した「意思決定支援ガイドライン」の普及を図ります。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

- ① 障がい者やその家族が身近な地域で気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けられるよう、市町村や各種相談支援機関等と連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。また、児童相談所、保健所、こころとからだの相談支援センター、市町村等が連携して、各種手帳や手当て、障がい福祉サービス等の利用について周知し、各種支援制度の活用を図ります。
- ② 障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を軽減するため、相談に対応できる人材の育成

やグループホームの整備促進、就労支援等、障がい者が安心して暮らし働ける環境づくりを推進します。

- ③ 障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支えるための仕組みである地域生活支援拠点等を、各市町村又は各障がい福祉圏域に少なくとも1か所ずつ整備することを基本とし、広域的な見地から助言や情報提供等必要な支援を行います。
- ④ 福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等への適切な支援を受け、地域で安心して暮らすことができるよう、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業を推進します。
- ⑤ サービス等利用計画・障害児支援利用計画が円滑に作成できるよう、相談支援専門員を計画的に養成します。
- ⑥ 相談支援専門員に必要な専門的知識を習得するための研修会等を通じ、専門性の向上を図ります。
- ⑦ 地域における相談支援体制の充実を図るため、市町村と連携し、総合的な相談支援業務を担う基幹相談支援センターの設置促進を図ります。
- ⑧ 発達障がい児者への専門的支援を行う発達障がい者支援センターに専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がい児等支援の強化を図ります。
- ⑨ 発達障がいに関する専門的知識を有する人材（発達障がい者支援専門員）を養成する研修を実施し、研修修了者を関係機関や家庭などに派遣して、地域で発達障がい児者を支援する体制づくりを進めます。
- ⑩ 発達障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターを養成・活用し、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ⑪ 精神障がい者ピアサポーターを養成し、回復途中の精神障がい者やその家族等に対する助言・相談を実施する体制づくりに取り組みます。

- ⑫ 高次脳機能障がいについて、支援拠点機関に支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築及び研修等により、適切な支援が提供される体制整備を図ります。
- ⑬ 難病に関する相談の増加に対応するため、難病相談・支援センターの機能強化を図ります。
- ⑭ 障がいのある方を含む高齢者の総合相談を行う地域包括支援センターの職員の資質向上を図ります。
- ⑮ 大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターによる電話相談体制の充実に努めます。
- ⑯ 支援を必要とする障がい者の見守りの実施や身近な相談相手としての民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、全市町村に設置する生活困窮者自立相談支援機関と連携し、障がいのある方の就労や自立に向けた支援を行います。
- ⑰ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）について、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実に努めるとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。

（３）自立支援協議会の機能強化

- ① 市町村自立支援協議会への助言、支援のため、専門部会の設置など、大分県自立支援協議会の体制の充実に努めます。
- ② アドバイザー派遣により、市町村自立支援協議会の活性化及び専門機能の強化を図ります。
- ③ 市町村自立支援協議会で明らかになった課題を、大分県自立支援協議会において共有する仕組みをつくり、課題解決に向けた総合調整を行います。

（４）地域相談支援の利用促進

- ① 障がい者の円滑な地域移行・地域定着のため、市町村や福祉サービス関係者等との連携を進めるとともに、普及啓発を行います。

4 福祉介護人材の育成・確保

現状と課題

障がい福祉サービスの利用者数は着実に増加しており、サービスを必要とする人が適切に利用することができるよう、障がい福祉サービス事業所などのサービス提供基盤の整備と合わせ、障がい者等の身近な地域で相談支援等を行う相談支援専門員やサービス管理責任者等の従事者の確保が必要です。

福祉介護人材は、職務内容や賃金水準等の理由から人材の確保と定着が厳しい状況にあることから、今後も、従事者の養成や資質の維持・向上のための研修を拡充し、必要な人材の育成・確保を図る必要があります。

施策の方向

- ① 福祉介護職に対するイメージアップを図るための情報発信に努めるとともに、福祉人材センター等と連携し、学生や他分野からの離職者に対する職場体験や福祉職場への就職説明会等の開催、福祉人材無料職業紹介などにより、福祉介護人材の確保に努めます。
- ② 平成24年度に導入された福祉介護処遇改善加算制度により、障がい福祉サービス事業所等における給与改善やキャリアパスの確立などの処遇改善を図り、職員の資質向上や職場定着を推進します。
- ③ サービス管理責任者や相談支援専門員等、業務に従事するために必要となる資格を取得するための研修を実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。
- ④ 日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、大分県社会福祉介護研修センターで実施している意思決定支援に関する研修を引き続き実施し、施設職員、行政職員等の理解向上を図ります。
- ⑤ 障がいの特性を正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを適切に提供することができるよう、在宅サービスの従事者の資質向上に向けた研修を実施します。
(再掲)
- ⑥ 強度行動障がいを伴う障がい者に対する支援に当たる人材の育成・確保に努めます。